

府 共 第 4 2 6 号  
令 和 5 年 7 月 5 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

内閣府男女共同参画局長  
( 公 印 省 略 )

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則の公布について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（令和5年政令第237号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則（令和5年内閣府令第59号）が制定され、本日公布されたところである。

両法令は、令和6年4月1日から施行することとされているが、その趣旨及び概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（令和5年政令第237号）

### 第1 制定の趣旨

改正法による改正後の法第10条第2項第9号及び第10号の規定に基づき、制定する。

### 第2 本政令の概要

1 位置情報記録・送信装置は、衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又は送信する機能を有する装置をい

- うこととした。(第1条関係)
- 2 位置情報の取得方法は、次に掲げる方法とすることとした。(第2条関係)
    - (一) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
    - (二) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法
    - (三) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法
  - 3 被害者の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とすることとした。(第3条関係)
    - (一) 被害者の所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
    - (二) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
    - (三) 被害者の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。
  - 4 この政令は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

※なお、本政令の規定は、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）の規定と同様としている。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則（令和5年内閣府令第59号）

## 第1 制定の趣旨

改正法による改正後の法第5条の2第4項及び第10条第6項第2号の規定に基づき、制定する。

## 第2 本内閣府令の概要

- 1 法第5条の2第4項の規定による公表は、協議会の名称及び構成員の名称又は氏名について行うものとするとともに、当該公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととした。ただし、構成員のうち民間の団体又は個人の名称又は氏名の公表については、必要があると認めるときは、その全部又は一部についてその団体又は個人の数の公表をもって代えることができることとした。(第2条関係)
- 2 法第10条第6項第2号の内閣府令で定める方法は、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用するものとする事とした。(第3条関係)
- 3 この府令は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）抄

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2・3 （略）

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 （略）

（接近禁止命令等）

第十条 （略）

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一～三 （略）

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六～八 （略）

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置

の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3～5 (略)

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。